



監修：弁護士 [上田 淳史](#)
文責：弁護士 [堀田 凌平](#)

【判決要旨】

執行処分が、いわゆる弁済受領文書（民事執行法 39 条 1 項 8 号）の提出による強制執行の停止の期間中にされたものであったとしても、そのことにより当該執行処分が当然に無効となるものではない。

【事案の概要等】

1 事案の概要

本件は、Y 社（被告・被控訴人・上告人）が X 社（原告・控訴人・被上告人）に対する債務名義に基づいて X 社所有の物資運搬装置一式（以下「本件動産」という。）を目的物とする強制執行を申し立て（以下「本件申立て」という。）、同執行手続（以下「本件強制執行手続」という。）により Y 社が本件動産を落札してその引渡しを受けた（以下「本件売却処分」という。）ところ、X 社が、本件売却処分は無効であり自らが本件動産の所有権を有していると主張して、Y 社に対し、所有権に基づいて本件動産の引渡しを求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償請求として、賃料相当損害金の支払を求めた事案である。

2 事実関係の概要

(1) 当事者

X 社と Y 社は、いずれも砂利の加工販売等を業とする会社である。

(2) 事実経緯

ア 本件動産の所有権の来歴等

X 社は、平成 25 年 2 月 10 日、訴外 D 社（以下「D 社」という。）から、本件動産を代金 100 万円で購入した。本件動産は、D 社所有の土地（以下「本件土地」という。）

と兵庫県が所有する土地にまたがって設置されていた。

Y社は、平成27年12月24日、D社から、本件土地とその隣接地及び複数の建物（以下、本件土地と併せて「本件不動産」と総称する。）を代金5億2000万円で購入した。

Y社は、平成28年頃、本件不動産は本件土地に付合したなどと主張して、X社に対し、所有権に基づき、本件不動産の引渡しを求めて訴訟を提起したが、Y社の請求は全部棄却された（Y社は控訴を提起したが、後日控訴を取り下げている。）。

イ 本件申立てに至るまでの経過

そこで、Y社は、X社及び訴外E社（以下、X社と併せて「X社ら」と総称する。）に対し、本件不動産によって本件土地の一部を不法占拠しているなどと主張し、当該土地の一部の明渡し及び平成28年4月1日から明渡済みまで1か月52万542円の割合による賃料相当損害金（以下「本件損害金」という。）の支払等を求める訴え（以下「本件不動産明渡等請求訴訟」という。）を神戸地方裁判所尼崎支部に提起した。平成28年10月12日、本件不動産明渡等請求訴訟につき、Y社の請求を全部認容する判決（以下「前訴第1審判決」という。）が言い渡された。X社らは、前訴第1審判決を不服として、控訴を提起したが、控訴裁判所である大阪高等裁判所は、平成29年4月14日、前訴第1審判決を維持し、原告らの控訴を棄却する旨の仮執行宣言付判決（以下「前訴控訴審判決」という。）をした。原告らは、前訴控訴審判決に対して上告せず、前訴控訴審判決は確定した。

Y社は、平成30年1月12日、神戸地方裁判所尼崎支部執行官に対し、前訴第1審判決及び前訴控訴審判決に係る執行力のある判決正本を債務名義とし、本件損害金の平成29年5月26日時点における未払額199万8209円の支払請求権を含む債権（以下「当初申立債権」という。）を請求債権として、X社を債務者とする本件申立てをした（以下、本件申立てに係る事件を「本件不動産執行事件」という。）。

ウ 本件強制執行手続の経緯

執行官は、平成30年1月25日、本件申立てに基づき、X社が所有する本件不動産を差し押さえた上で、翌26日、本件不動産の競り売り期日を同年2月23日と定めた。

X社は、平成30年2月9日までに当初申立債権を全部弁済し、Y社に対し本件申立てを取り下げるよう求めた。Y社は執行官に競り売り期日の延期を要請し、執行官はこれを同年3月23日に変更し、X社に通知した。

Y社は、平成30年2月21日、執行官に対し、同月20日付債権額変更上申書（以下「第1上申書」という。）を提出し、当初申立債権が弁済されたこと及び同日時点の本件損害金債権の残高（以下「第1上申書債権」という。）を知らせた。執行官は、第1上申書が提出されたことに伴い、平成30年2月26日、第1上申書の写しをX社に郵送した。

その後、執行官は、同年3月22日、同月23日の競り売り期日を同年4月20日に再度変更し、X社に通知した。

X社は、平成30年4月5日までに、本件損害金225万8480円を支払った。Y社

は、同月9日、同月5日付債権額変更上申書（以下「第2上申書」という。）を執行官に提出した。第2上申書は、請求債権額が変更になった旨を知らせるものであるが、第2上申書の内容はX社には通知されなかった。

X社は、平成30年4月9日までに本件損害金234万2439円を支払った。この支払によって第1上申書債権は全て弁済された。Y社は、同月12日、同月9日付債権額変更上申書（以下「第3上申書」という。）を執行官に提出した。第3上申書は、請求債権額が変更になった旨を知らせるものであるが、その内容はX社には通知されなかった。

X社は、平成30年4月18日までに平成30年2月分の本件損害金8万3959円を支払った。Y社は、同月19日、同月18日付債権額変更上申書（以下「第4上申書」という。）を執行官に提出した。第4上申書は、請求債権額が変更になった旨を知らせるものであるが、その内容はX社には通知されなかった。

執行官は、平成30年4月20日、本件動産の競り売り期日を開き、Y社に対し、本件動産を代金100万円で売却し、これを引き渡した。

【論点】

弁済受領文書の提出による強制執行の停止の期間中にされた執行処分の効力¹

【訴訟の経過】

1 第1審（大阪地判令和2年2月4日）

第1審は、以下のとおり判示し、X社の請求を棄却した。

弁済受領文書とは、「債権者が請求債権につき全部の弁済を受領したことが、執行官において確知できるものをいう」ところ、「債権者が……作成し、請求債権全額について弁済を受けたことを認める内容の文書は、弁済受領文書に該当するというべきである」。

本件についてみると、Y社は、平成30年2月21日、執行官に対し、第1上申書を提出したことが認められるところ、第1上申書は、Y社が「請求債権の全部につき弁済を受けたことを認める内容の文書と解するのが相当」であるから、弁済受領文書に該当すると認められる。

その後に提出された第2上申書、第3上申書、第4上申書について、本件強制執行手続における請求債権との関係からすれば、いずれも、第1上申書と「同一内容しか記載されていない」から、第1上申書とは「別個独立した弁済受領文書であるとは認められない」。

そして、本件売却処分は、第1上申書が提出されてから4週間以上が経過した日に実施されたのであるから、本件売却処分に瑕疵があるとは認められない。

2 控訴審（大阪高判令和3年3月25日。なお、下線部は筆者による。）

控訴審は、以下のとおり判示し、X社の請求を一部認容した。

¹ 第1審や控訴審では、請求債権を拡張することの可否などについても争われていたが、本稿では本判決で争われた論点に絞って検討する。

「平成 30 年 2 月 21 日に提出された第 1 上申書は当初申立債権の全てが弁済されたことを明らかにする債権者作成の文書であり、同年 4 月 12 日に提出された第 3 上申書は第 1 上申書債権の全てが弁済されたこと明らかにする債権者作成の文書であるから、いずれも法 39 条 1 項 8 号所定の弁済受領文書に該当する」。

平成 30 年 4 月 12 日には「第 3 上申書が提出されて再び 4 週間（同年 5 月 10 日まで）の執行停止効が生じたため」、「執行官は、平成 30 年 4 月 12 日に第 3 上申書が提出された時点で、同月 20 日の競り売り期日を取り消す必要があった。」

もともと、Y 社は、「同年 4 月 19 日に第 4 上申書を提出し、同年 3 月 1 日から 4 月 19 日までの賃料相当損害金債権に基づいて動産執行を進めることを求めたから、支部執行官は、第 4 上申書に基づく後行事件の立件手続をして法 125 条所定の事件併合をし、（先行事件が手続停止となっているため）1 週間以上 1 月以内に新たな競り売り期日を指定し、事件併合と新たな競り売り期日を控訴人に通知することにより、本件動産執行を適法に再開することが可能であった。」

「ところが、支部執行官は、適法に手続を再開する措置をとらないまま、取り消すべきであった競り売り期日を実施して本件売却行為をしたのであって、本件売却行為は法 39 条に違反する執行行為といわざるをえない。」

当該売却行為の効力について、「原則として、執行抗告・執行異議によって取り消されない限り、瑕疵ある執行行為であっても有効なものとして取り扱うべきであるが、例外的に、瑕疵が重大かつ明白である場合に当該行為は法律上当然に無効なものとなると解するのが相当である。」

「これを本件についてみると、まず、第 1 上申書債権が完済されたことは、第 2 上申書と第 3 上申書を合わせ見ればすぐに分かることであるから、本件売却行為の瑕疵は明白である。」

「事件併合の手続が行われていたなら、控訴人に対しては、新たな執行債権に基づく申立てがされたことを知る機会が保障され、かつ、少なくとも 1 週間は任意の弁済や執行異議の申立てをする機会が保障されるのである（規則 114 条 1 項）。

ところが、本件売却行為により、控訴人は、新たな執行債権が何であるかを知ってこれを任意に弁済する機会、すなわち本件動産の所有権を確保する機会を失ったものである。しかも、本件売却行為は執行手続を完結させてしまうから、本件売却行為に対しては執行異議による救済の機会が与えられることもない。このように考えると、法 39 条に違反する本件売却行為の瑕疵は重大であるといわざるをえない。」

「以上にみたとおり、本件売却行為は、その瑕疵が重大かつ明白であるため法律上当然に無効なものとなると解される」。

3 上告審（本判決・最一小判令和 5 年 3 月 2 日。なお、下線部は筆者による。）

最高裁は、以下のとおり判示し、控訴審判決中 Y 社敗訴部分を破棄した上、X 社の控訴を棄却した。

「(1)法が執行処分に対する不服申立ての制度として執行抗告及び執行異議の各手続を設けている趣旨に照らすと、執行処分が執行手続に関する法令の規定に違反してされたものであったとしても、当該執行処分は、原則として、上記各手続により取り消され得るにとどまり、当然に無効となるものではないというべきである（大審院明治 32 年第 233 号同年 11 月 30 日判決・民録 5 輯 10 巻 95 頁、大審院明治 40 年（才）第 233 号同年 6 月 27 日判決・民録 13 輯

723 頁、最高裁昭和 45 年（オ）第 890 号同 46 年 2 月 25 日第一小法廷判決・裁判集民事 102 号 207 頁等参照）。

(2)法は、弁済受領文書の提出があったときに 4 週間に限って強制執行を停止しなければならないものと規定している（法 39 条 1 項 8 号、2 項）。これは、債務名義の成立後に請求債権が弁済されたとしても、その弁済によって直ちに当該債務名義の執行力が排除されるものではないところ、上記弁済をした債務者が、その執行力の排除を求めて請求異議の訴えを提起し、併せて強制執行の停止等を命ずる裁判（法 36 条 1 項、39 条 1 項 6 号、7 号）を得るためには相応の時間を要することから、弁済受領文書の提出という簡便な方法により短期間に限って強制執行を停止することとし、もって債務者の便宜を図ることをその趣旨とするものであると解される。このような趣旨に照らせば、執行処分が弁済受領文書の提出による強制執行の停止の期間中にされたものであったとしても、当該執行処分の瑕疵は、上記の原則の例外として当該執行処分が当然に無効となるほどに重大なものではないというべきである。このことは、不動産に対する強制競売において、売却の実施の終了後に弁済受領文書の提出があったとしても、原則として手続を停止しないものとされていること（法 72 条 3 項）や、動産執行において、弁済受領文書の提出があったとしても、一定の場合には執行官が差押物を売却することができるものとされていること（法 137 条 1 項）からも明らかである。

(3)以上によれば、執行処分が弁済受領文書の提出による強制執行の停止の期間中にされたものであったとしても、そのことにより当該執行処分が当然に無効となるものではないというべきである。

したがって、本件売却は、弁済受領文書の提出による強制執行の停止の期間中にされたことにより当然に無効となるものではない。」

「（なお、上記事実関係によれば、上告人は、執行官に対し、本件動産執行事件の請求債権の額が 93 万円余に変更となる旨を知らせる目的で、その旨が記載された本件上申書を提出したものであり、これをもって弁済受領文書の提出があったとみることはできないというべきであるから、原審の……判断にも法令の違反がある。）」

【解説】

1 本判決の意義

本判決は、弁済受領文書の提出による執行停止期間中にされた動産執行の執行処分の効力について初めて最高裁として判断を示したものであり、執行手続に関する法令に違反してされた執行処分の効力について法理判断を示したものとして、理論上及び実務上も重要な意義を有する。

2 瑕疵ある執行処分の効力

(1) 基本的枠組み

執行手続に関する法令に違反した執行処分の効力については、明文規定がないため、解釈に委ねられている。執行手続に関する法令に違反して執行処分がなされたとしても、執行異議や執行抗告により取り消されるまでは有効な執行処分として扱われるのが原則であり、執行処分が無効となるのは例外的な場合に限られるという見解が判例・通説で

あるとされる²。

(2) 執行処分が無効となる場合

いかなる場合に執行処分が無効となるのかについて、学説上、以下の2つの見解が存在する。

1つは、「瑕疵が重大かつ明白な場合に限る」とする見解であり、瑕疵が軽微な執行処分を無効とすることは執行を阻害するし、明白でない瑕疵は裁判所の判断をまって効力を否定するのが正当であるとする³。もう1つは、本質的要件が欠けている場合や公益的要請に基づき不可欠な要件が欠けている場合に、その執行処分を無効とする見解である⁴。もっとも、いずれの見解も基準として明確ではなく、上記見解の違いにより結論が直ちに異なるものではないため、個別の検討が必要である⁵。

従前の学説・判例において瑕疵が重大⁶とされてきたのは、①執行の実体的要件を欠く場合（債務名義を欠く強制執行⁷など）、②執行権の範囲から外れる場合（治外法権者に対する執行など）、③職分管轄違反の場合（執行官が差押命令を発令した場合など）、④差押えが無効となる場合（動産の二重差押え（民事執行法（以下「法」という。）125条1項）など）、⑤救済の機会がない場合又は十分な救済がない場合などとされる。このうち①から④については、執行手続のシステムを毀損することにつながる事由として整理できる一方、⑤については、執行処分が実体関係の変動を生じさせる場合に、その変動を正当化する手続がなされていたかを考慮するための事由として位置づけられるとの指摘がある⁸。

3 弁済受領文書

民事執行法は、債権者が、債務名義の成立後に、弁済を受けた旨を記載した文書の提出があったときは、強制執行を停止しなければならないと規定しているところ（法39条1項8号）、この「債権者が、債務名義の成立後に、弁済を受けた旨を記載した文書」がいわゆる弁済受領文書である。この弁済受領証書は私文書で足り、例えば、債権者作成の領収書もこれにあたりとされる。

弁済がされたにもかかわらず、債権者が強制執行の申立てを取り下げない場合には、債務者は請求異議の訴えを提起することになるが、当該訴え提起に伴う執行停止の裁判の正本（法39条1項6号、7号）が提出されるまでの暫定的措置として弁済受領文書の提出による強制執行の一時停止が利用される⁹。暫定的措置であることから、弁済受領文書の提出による強制

² 山木戸勇一郎「判批」令和5年度重要判例解説(2024)119頁。

³ 中野貞一郎=下村正明『民事執行法〔改訂版〕』（青林書院、2021）66頁。

⁴ 岡垣學『強制執行法概論』（中央大学出版部、1972）125頁等。

⁵ 小原将照「判批」法学研究97巻5号99頁。

⁶ 判例の中には明白性について言及がないものも見受けられるが、重大な瑕疵であれば明白性は自明であるから、瑕疵の重大性のみで執行処分の無効の有無が判断されているとの指摘がなされている。この点について、松村和徳「判批」民商法雑誌160巻2号（2024）276頁。

⁷ 最判昭和43年2月27日民集22巻2号316頁等。

⁸ 松村・前掲注6）277頁。

⁹ 伊藤眞=園尾隆司編『条解民事執行法〔第2版〕』（弘文堂、2022）404頁[青木哲]。

執行の停止期間は、4週間に限定されている（同条2項）。また、弁済受領文書は、債務者のみならず、債権者や停止事由の主張につき法的利益を有する第三者も提出することができる¹⁰。

4 本判決についての検討

(1) 瑕疵ある執行処分の効力

ア 本判決についての内在的分析

本判決は、執行処分が弁済受領文書の提出による強制執行の停止の期間中にされたとしても、当然無効を構成するほどの重大な瑕疵ではないとして、所有権に基づき本件動産の引渡しを求めるX社の請求には理由がないとした¹¹。まず、本判決は、3つの判例¹²を引用しつつ、「執行処分が執行手続に関する法令の規定に違反してされたものであったとしても、当該執行処分は、原則として、上記各手続により取り消され得るにとどまり、当然に無効となるものではないというべきである」との一般論を示し、瑕疵ある執行処分の効力に関する従来判例・通説と同様の見解に立つことを明らかにしている。また、「執行処分が当然に無効となるほどに重大なものではない」と判示していることから、少なくとも執行処分が無効となるには重大な瑕疵が必要であると考えていることが窺われる。

本判決では、本件売却処分が重大な瑕疵ではないことの理由として、①弁済受領文書の提出による強制執行の停止の趣旨が債務者の便宜を図る点にあること、②不動産に対する強制競売において、売却の実施終了後に弁済受領文書の提出があったとしても、原則手続を停止しないものとされていること（法72条3項）、③動産執行において、弁済受領文書の提出があっても、一定の場合には執行官が差押物を売却することができること（法137条1項）が挙げられている。この点、①については、債務者の便宜のためのものであることから、債務者による執行法上の不服申立てに瑕疵の是正を委ねることとしても不当ではないという趣旨であると解される。他方、②、③については、弁済受領文書の提出後にされた執行処分であっても例外的に適法となる場合があることから、弁済受領文書の提出後にされた執行処分という瑕疵は重大なものではないという趣旨であると考えられる¹³。しかし、本件で問題となっているのは、強制執行が停止され手続を進行させることが違法であるにもかかわらず、手続を進行させる執行処分が行われた場合の瑕疵の重大性であるところ、②、③はいずれも、弁済受領文書の提出後も手続が停止しない又は適法に執行処分をすることができる場合の例であることから、これらが適切な理由付けといえるか疑義がある

¹⁰ 伊藤眞＝園尾・前掲注9) 407頁。

¹¹ 控訴審判決は、第3上申書が弁済受領文書に該当するとし、本件売却処分により、X社は、「新たな執行債権が何であるかを知ってこれを任意に弁済する機会、すなわち本件動産の所有権を確保する機会を失った」こと、及び、本件売却処分は「執行手続を完結させてしまう」から、本件売却処分に対しては「執行異議による救済の機会が与えられることもない」ことを理由に、本件売却処分の瑕疵の重大性を認めているが、これは上記2(2)の⑤を考慮した判断であるとの指摘がある。この点について、松村・前掲注6) 277頁。

¹² 各判例の概要につき、柳沢雄二「判批」判例秘書ジャーナルHJ100179（2023）7頁参照。

¹³ 山木戸・前掲注2) 119頁。

との指摘がされている¹⁴。

イ 本判決に対する評価

旧競売法に基づく不動産執行に関して、競売許可決定の確定後に競売手続停止の仮処分決定の正本が提出されたことにより競売手続を停止すべきであったにもかかわらず、競売手続が続行され競落人の代金納付が完了した事案において、「もはや競売手続の違反を主張して競落人の競落による所有権の取得を否定することができない」とされた判例（最判昭和 57 年 9 月 10 日民集 36 卷 8 号 1620 頁）が存在するところ、不動産執行において不動産執行と結論を異にする理由はないとして、本件売却処分について当然には無効とならないとする本判決の判旨は妥当との指摘がある¹⁵。

他方、本判決については、本件売却処分が実体関係の変動を伴うものであり、債務者の失権を生じさせることから、本判決において救済の実質的保障の有無を検討すべきであったとの指摘がある。もっとも、変更後の競り売りの期日は公告され債務者にも通知されており、債務者は当該期日を認識していたのであるから、自ら請求異議の訴え等をなしうる機会を有していたといえ、弁済受領文書による執行停止の暫定性にも鑑みると、上記事実をもって救済の機会は十分与えられていたとして、本判決の結論は妥当であると考えられる¹⁶。

(2) 弁済受領文書の該当性

加えて、本判決は、傍論として、第 3 上申書の提出をもって弁済受領文書の提出があったとみることにはできないとしている。しかし、かかる結論を導いた理論的根拠は必ずしも明らかではない。

この点、第 3 上申書は、債権者が既発生の本件損害金の支払請求権全部が請求債権であるとの誤った前提に立って、当該請求債権に残額があることを記載した文書であり、これが弁済受領文書にあたるのかについては議論があり得るとされる¹⁷。また、第 3 上申書を提出した Y 社が執行停止を求める意思を有していなかったことは明らかであるところ、執行停止を求める意思を欠く場合に執行停止の効力が生じないとする見解も成り立ち得るとされる¹⁸。加えて、弁済受領文書の提出による強制執行の停止は、債務者が請求異議の訴えを提起後に執行停止の裁判を得るまでの暫定的措置であるところ、第 3 上申書のように X 社にその提出の事実が知らされていない場合には、強制執行を停止したとしても X 社が請求異議の訴えを提起することは想定されず、執行手続を遅延させるだけであることも考慮されたものと思われる¹⁹。

¹⁴ 柳沢・前掲注 12) 15 頁、今津綾子「判批」判例時報 2616 号 (2025) 165 頁。

¹⁵ 小原・前掲注 5) 102 頁。

¹⁶ 松村・前掲注 6) 282-283 頁。

¹⁷ 鷹野旭「判解」ジュリスト 1591 号 (2023) 124 頁。

¹⁸ 鷹野・前掲注 17) 124-125 頁。小原・前掲注 5) 102 頁以下は、弁済受領文書に該当する可能性がある文書が執行機関に提出され、執行機関がその内容を精査する必要があるとすると、執行機関の判断の必要性を残すこととなり、執行停止制度の制度趣旨に反することから、「執行停止の意思」が明確である文書（例えば、表題が「執行停止の上申書」となっている文書）についてのみ法 39 条にいう弁済受領文書として扱うべきであると、本件では Y 社が提出した第 3 上申書は「執行停止の意思」が明確ではない文書であるから、弁済受領文書の提出には該当しないとする。

¹⁹ 鷹野・前掲注 17) 125 頁。

そもそも、第3上申書が弁済受領文書に該当しないのであれば、瑕疵ある執行処分の効力に関して判断をする必要はなかったように思われるが、弁済受領文書の該当性については、上告受理申立てにおいて特に争われていなかったため、当事者主義の観点から、傍論として示されるにとどまったものと考えられる²⁰。

(3) 本判決の射程

上記4(1)Aのとおり、弁済受領文書の提出による強制執行の停止の趣旨が債務者の便宜を図る点にあるところ、同様の趣旨により強制執行が停止される弁済猶予文書（法39条1項8号）については、本判決の射程が及ぶと考えられる²¹。また、「強制執行の一時停止を命ずる旨を記載した裁判の正本」（同項7号）についても、一時的な強制執行の停止を命ずるものであるという暫定性の点において弁済受領文書と共通していることから、同じく本判決の射程が及ぶと考えられる²²。

他方、法39条1項1号ないし同6号に定める執行取消文書については、上記文書と異なり暫定性が認められないことから、本判決の射程外であると思われる²³。

5 今後の議論及び実務への影響

本判決が示した一般論はこれまでの判例・通説の見解を踏襲するものであり、また、本判決の結論自体も瑕疵ある執行処分の効力に関するこれまでの判例・通説²⁴と整合的なものであるといえる。もっとも、いかなる場合に瑕疵ある執行処分が当然に無効となるのか、その判断基準が不明確であることには変わりないため、今後の議論や判例の集積が待たれるところである。

そもそも執行官が執行手続に関する法令に違反した執行処分をすること自体が稀であるように思われるが、瑕疵ある執行処分が当然に無効となるのはごく限られた場合であることに留意の上、当事者として瑕疵ある執行処分に直面した場合には速やかに執行抗告や執行異議による対応が必要であると考えられる。

²⁰ 本多俊雄「判批」私法リマックス69号（2024）125頁。

²¹ 今津・前掲注14）166頁。

²² 松村・前掲注6）284頁。

²³ 柳沢・前掲注12）14頁。

²⁴ 中野貞一郎「判批」民商法雑誌89巻2号（1983）234頁。

【監修】



上田 淳史（弁護士）
Email: aueda@iwatagodo.com

慶應義塾大学法学部卒業、1998年弁護士登録。
訴訟・紛争案件を多数取り扱う。2023年より司法試験・司法試験予備試験考査委員（民法）を務める。

【文責】



堀田 凌平（弁護士）
Email: ryohei.horita@iwatagodo.com

京都大学法学部卒業、2022年弁護士登録。
コーポレート案件、ファイナンス案件など、企業法務全般に関する法的助言を幅広く取り扱う。

岩田合同法律事務所

1902年（明治35年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士110余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士（中国法、フランス法、米国法）も所属し、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があります。また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。